

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成28年度第2回)

1 日 時 平成29年2月2日(木)
午後2時から午後2時50分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第6会議室

3 出席者

(1) 委 員 阿部 紀子
大室 千里
加藤 隆之
加藤 哲実
木田 幹郎
木野 貴夫
寺島 清友
室 惇子

(2) 市職員	文化スポーツ部ふるさと文化財課長補佐	渡辺 純子
	福祉保健部高齢者支援課長	山田 晶子
	福祉保健部高齢者支援課介護予防生活支援担当主査	板垣 修
	福祉保健部高齢者支援課施設担当主査	鈴木 梓平
	福祉保健部介護保険課長補佐	浦川 真
	福祉保健部介護保険課介護サービス係長	横関 春樹
	教育部学務保健課給食センター整備担当副主幹	大井 孝夫
	教育部学務保健課給食センター整備担当主査	堤原 聡

(3) 事務局	政策総務部広報課長	山下 隆久
	政策総務部広報課長補佐	田中 啓信

政策総務部広報課広聴担当主査
政策総務部広報課広聴担当主任

中澤 浩也
小松 弘幸

4 議 題

- (1) 収集禁止事項の収集について（審議事項）
- (2) 本人以外からの収集の制限について（審議事項）
- (3) 個人情報取扱事務届出の一覧について（報告事項）

5 議事要旨 別紙のとおり

平成28年度第2回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

---（資料確認、開会挨拶及び職員の紹介については省略します。）---

（事務局） それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。
加藤会長、よろしくお願いいたします。

（会 長） それでは、議事を進行します。本日の審議会につきましては府中市情報公開条例第32条において会議の公開の原則が定められているため、原則公開といたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、議事録は市政情報公開室や中央図書館、ホームページ等で公開となりますが、議事に関して発言した委員の方の表記は私の場合は会長、皆さんは委員となり、個人名が特定できない形となっております。本日は傍聴希望者がおりませんので、このまま議事を進めさせていただきます。

ただいまから平成28年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。本日の審議会は、10名の委員のうち、8名に出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項で定める会議を開くことのできる委員の人数である半数を満たしておりますことを、ここにご報告いたします。榎本委員と藤原委員は欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、会議次第の議題に入ります。審議事項である収集禁止事項の収集及び本人以外からの収集の制限について事務局よりご説明をお願いいたします。

（広報課長補佐） それでは、お配りしました平成28年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきまして、ご説明させていただきます。資料の見出し②をごらんください。初めに、諮問書を朗読させていただきます。

---（諮問書の読み上げについては省略）---

本日も審議いただきますのは、本市において個人情報を取扱う事務において、新たに収集禁止事項を収集すること及び個人情報を本人以外から収集することの可否についてでございます。

初めに、収集禁止事項を収集する事務について、ご説明させていただきます。次ページ見出し③の資料1「諮問事務一覧表」の上段の表をごらんください。収集禁止事項を収集する事務として、「生活支援ヘルパー事業」及び「高齢者ホームヘルパー派遣事業」についてご審議いただきます。なお、本事務につきましては、従来から実施しているものでございますが、収集禁止事項を収集することについて、本審議

会への諮問がなされていなかったものであり、諮問が事後になってしまいましたこととお詫びいたします。

それでは、事務の概要ですが、No. 1の「生活支援ヘルパー事業」につきましては、対象となる個人の範囲は申請者、収集する情報の内容は、障害等の状況、収集する理由は、本人の身体状況を正確に把握することで、適切な生活支援サービスの提供につなげるためでございます。事業の概要等は、見出し④の5ページから9ページにございます。

続きましてNo. 2の「高齢者ホームヘルパー派遣事業」につきましては、対象となる個人の範囲は、申請者、収集する情報の内容は、生活状況（日常生活動作、日常生活動作能力）、健康管理状況、収集する理由は、本人の身体状況を正確に把握することで、適切な生活支援サービスの提供につなげるためでございます。事業の概要等は、見出し④の10ページから14ページにございます。

続きまして見出し⑥、「府中市個人情報の保護に関する条例」、47ページ第8条をごらんください。こちらの条文は、個人情報の収集の禁止について定めたもので、思想等の内心に関する事項、社会的差別の原因となるおそれがある事項、犯罪に関する事項、及び病歴その他心身に関する事項、これらについては、不適切に取扱われた場合に、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が大きい、もしくは、本人の権利利益を侵害する可能性があると考えられることから、法令等に定めがあるとき、または本審議会の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認められたときを除いて、実施機関が当該個人情報を収集することを禁止するものでございます。

本件は、この規定により、本審議会にご意見いただきたく諮問するものでございます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

(会 長) ありがとうございました。それではまず、アの収集禁止事項の収集について、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員) 収集禁止事項の犯罪に関する事項についてですが、犯罪でも非常に悪質で習性的なものもあります。新聞で、そういう犯罪について、時効ではないですけれども、犯罪を犯した後の年数が例えば5年、10年たっていれば、そういう情報は消去してしまうというものがありました。ここに書いてある犯罪というのは、一般的な犯罪などの事項も全て含むのでしょうか。

(広報課長補佐) 条例第8条の収集禁止事項の犯罪に関する事項でございますが、こちらは犯罪全般についてということになります。しかしながら、市で

行う事務の中で必要があった場合はこの審議会で意見を聞いて、収集するということも考えられるところでございます。

(会 長) 一般論として、犯罪に関する情報というのは、基本的に警察が持ち、前科であれば検察が持つというふうに現在はまとまっており、市役所や県庁は持たないこととなっています。例外として、選挙管理委員会においては、選挙権の停止をしなくてはいけないので、その限りで、照合するのか検察に問い合わせるのか実際にデータを持つのかは不明ですが、一部の犯罪に関する情報について確認をしています。基本的に犯罪情報はいろいろな官公庁が持っているというよりは、警察や検察で限定的に持ち、情報が拡散しないようになっています。かつては市役所なども前科情報を持っていたのですが、それはまずいということで警察や検察に一本化された経緯があります。ほかにご質問はございますか。

(委 員) No. 1と2について、収集禁止事項が、具体的に申請書のどこに当たるかを教えていただけますでしょうか。

(介護保険課
介護サービス係長) お手元の資料の8ページをごらんください。生活支援ヘルパー事業については、8ページの一番下段の項目4番に「障害等の状況」という項目がございまして、こちらの項目が該当いたします。
次に高齢者ホームヘルパー派遣事業については、13ページの〈2〉「生活状況」ということで(1)ADL(2)IADLという項目と、裏面14ページの〈6〉「健康管理状況」の項目が該当箇所でございます。

(会 長) 本件は、条例第7条第2項についてはどうなっているのでしょうか。申請者は利用者と別のことが通常だと思うのですよね。例えば、利用者の息子や娘がヘルパーをお願いしますという形で親の介護状況などを書いて申請してくるので、第7条に該当すると思いますが。

(広報課広聴
担当主任) 本件は、条例第7条の本人から収集しなければいけないという項目につきましては、第2項の(1)で「本人の同意があるとき」に該当し、同意を得た上で、代理の方が記入や申請を行っております。

(会 長) 常にとれるわけではないのではないのでしょうか。必ずとれるものですか。

(介護保険課
介護サービス係長) こちらの事業につきましては、全くお体が動かないとか、意識がない方というよりは、割と軽度の方を対象にしておりますので、必ず申請書に本人の署名をいただいているものでございます。

(委 員) ほかにご質問ございませんでしょうか。それでは承認ということでよろしいでしょうか。

--- (「はい」と呼ぶ者あり) ---

ありがとうございます。では続きまして、次の条例第7条第2項第9号の規定により諮問する事務について、事務局からご説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、次第の(1)の個人情報をも本人以外から収集する事務につきまして、資料に基づき、ご説明させていただきます。見出し③、3ページ、資料1「諮問事務一覧表」の下段の表及び4ページの表をご確認いただければと思います。個人情報を本人以外から収集する事務としまして、「府中市立自転車駐車場防犯カメラ設置及び運用事務」、「府中市郷土の森博物館等防犯カメラ設置及び運用事務」、「美術館防犯カメラ設置及び運用事務」、「介護予防推進センター防犯カメラ設置及び運用事務」、「府中市立特別養護老人ホーム防犯カメラ設置及び運用事務」、「子ども家庭支援センター防犯カメラ設置及び運用事務」、「ボートレース平和島本場等における防犯カメラ設置及び運用事務」及び「府中市立学校給食センター防犯カメラ設置及び運営事務」の8事務をご審議いただきます。なお、No. 1、No. 2の一部、No. 3、No. 4、No. 6及びNo. 7の事務につきましては、従来から実施しているものですが、個人情報を本人以外から収集することについて、本審議会への諮問がなされていなかったものでございまして、諮問が事後になってしまいましたことをお詫びいたします。

それでは、事務の概要ですが、今回諮問する8事務は全て防犯カメラに係るものでございます。事務の概要も共通となっております。内容としましては、事務の対象となる個人の範囲は、防犯カメラの設置場所を通過する者、収集先は防犯カメラ、情報の内容は容姿、収集する理由は、施設の警備・防犯体制を強化するためでございます。なお、音声を収集している事務はございません。また、今回は、会議室等の都合によりまして、来年度より防犯カメラの運用を開始する事務を担当している課のみの出席となっております。出席している課の担当する事務につきましてはNo. 2、No. 4、No. 5及びNo. 8の事務となっております。その他の事務につきましては、事務局において、質問等ございましたら対応させていただくつもりでございます。なお、取扱基準等につきましては見出し④の15ページから42ページにございます。

それでは次に、見出し⑥の「府中市個人情報の保護に関する条例」の47ページの第7条をごらんください。この条文は、個人情報を収集する場合は本人から収集することを定めたものでございます。第2項に、例外的に本人以外から収集できる場合としまして、本人の同意

があるとき、法令または条例に定めがあるときなどが列挙されていますが、第9号に本審議会の意見を聴いて、公益上特に必要であると認められたときも、本人以外から収集できるとしております。

本件はこの規定によりまして、本審議会にご意見をいただきたく、諮問するものでございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(会 長) ありがとうございました。それでは委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員) 全体に関してですけれども、これらの防犯カメラは、インターネットにつないでいるものなのか、それとも、カメラ内だけでハードディスクに保存しているものなのかお伺いしたいです。お願いします。

(ふるさと文化財
課長補佐) ふるさと文化財課の所管の防犯カメラにつきましては、いずれの施設におきましても、インターネットにはつながずにハードディスクに保存をしております。

(高齢者支援課
施設担当主査) 介護予防推進センターと特別養護老人ホームにつきましては、有線の防犯カメラで管理しており、インターネット等にはつながっておりません。

(学務保健課
給食センター
整備担当副主幹) 市立学校給食センターにつきましても、インターネットにはつながっておらず、ハードディスクでの管理となっております。

(広報課長補佐) その他の施設につきましても、ハードディスクもしくは有線での接続となっております。

(委 員) 施設ごとの取扱基準以外に、市として防犯カメラの運用管理マニュアルのようなものはございますでしょうか。

(広報課長補佐) それぞれ防犯カメラを所管する課においてマニュアルを作成した上で取り扱っております。

(委 員) 自宅近くに小学校がございまして、まだ稼働していないのですけれども、現在すぐ近くで防犯カメラの設置をしています。そういう学校の近くの防犯カメラについてはまだ今回の審議には入っていないということでしょうか。

(広報課長補佐) 通学路における防犯カメラの設置につきましては、以前の審議会に

おきまして諮問させていただいたものです。

(委 員) 失礼しました。必要な人の映像を出すのはわかるのですが、近所の住宅に設置されていますので、それ以外に、ある住宅の人などがカメラのレンズの中に入っていないような工夫はされているのでしょうか。というのは、もし360度のカメラで撮っている場合に、近くに住んでいる人達の日常が、その映像に含まれているとなると、個人の生活の相当部分がさらされてしまうので、仮にそうだとしたら、そういうものの制限は必要なのではないかなという気がします。その辺のところはどうなのでしょう。

(広報課長) ただいまのご質問については、防犯カメラの性質上、特定のものを撮らないというのは急にできませんが、今回の目的には犯罪抑止効果ということがございまして、通学路いわゆる道路を広く録画をしながら犯罪抑止とともに、何かあった場合にそれを警察などへの提供をもとに対応するという形になります。この取り扱いについても、誰でも映像を見られるというわけではなく、基準に基づいて、きちんとした捜査等の目的がない限りはお見せすることはできないようになっております。なお、通学路の防犯カメラの収集等の媒体については、一つ一つがその録画機能を備えているもので、無線等のものではございません。

(会 長) 通学路における防犯カメラの設置主体や所管は市ですか。恐らく防犯カメラを公道に置くわけですね。基本的に、道路の管理等については警察ですね。防犯カメラは、犯罪そのものではなく予防ですが、市が管理するという扱いなのですか。

(広報課長) 道路自体も市道については、基本的には市の管理になりますので、防犯カメラの管理も市になります。

(会 長) 公安条例などについて考えていました。基本的に市が扱わなくてはいけないことはわかりました。

例えば、府中市立学校給食センターでは、こういった意味で防犯カメラが必要なのでしょうか。

(学務保健課 給食センター 整備担当副主幹) 今回の給食センターにつきましては、新築をしている給食センターでして、市内全校2万2,000食をつくる大規模な施設となっております。食の安全という面と、人通りがあまり多くない地域ということもありますので、防犯面を含めまして設置予定となっており、今回お諮りするものでございます。

(会 長) わかりました。先程委員さんがおっしゃっていた懸念は私も一緒に、防犯ということを経由にしたいと思います、結局設置できない場所はないのではないかなという気がしてしまうのですよね。さらに、設置規定も各課で設定するとなると、市の課ごとの判断であらゆる施設に全部防犯カメラを設置できてという結論になってしまうという気がするのです。今の給食センターの話も、そこだけ聞けばすごく正しいように聞こえるのですけれども、最新の建物であれば、セキュリティがきちんとしていけば、外部から入ればそれだけで問題なわけですから、そのときに警察が動けばよくて、防犯カメラを必ず備えなくてはいけないうのかというのがあります。子どもの安全のためと言い出したら、子どもが通るところは全部つけるということにもなりかねないですが、子どもは通学路だけではなく放課後に塾に行くなど、いろいろなところに行くわけですよね。そうすると県道市道全部置けばいいというふうになります。ですので、全体的に、どこかで歯止めなどを考えなくてはいけないうのかと思います。

また、この建物で防犯カメラを幾つつけるのが適当か、本当に必要なかというのがないと、コストだけがかかってくるわけですが、それは市民の負担になります。相模原の老人ホームで殺人事件がありましたが、防犯カメラをつけてもああいう事件は防げないのであって、どこまで防犯カメラの設置に意味があって、どこまでコストをかける必要があるかというのを検証しないで、何となく皆が不安だからつけますというのは疑問です。本件については、だめとはもちろん言えないですし、雑感みたいな感じになってしまいましたけれども、防犯カメラ全体としてみた場合、少しどうなのだろうなと思います。

(委 員) 新聞で、犯人の検挙率が、過去に聞き込みなどを行っていたときよりも、防犯カメラのほう明らかに高くなっているということが出ていました。結局、防犯カメラというのは、犯罪予防ではなくて、起こってしまったことに対して、犯人を捕まえるためにどうするかという機器ですよね。ですので、そこで個人の権利が制限されるのも時代の流れかなと私は思っています。

(会 長) 市民の皆さんがしょうがないと思うのであれば、私もしょうがないかなと思います。実際、ロンドンなどは公道を歩いて防犯カメラがないところは1カ所もなく、全て記録されています。ですから、もうそういう社会の在り方も仕方がないと思うのか。それとも、日本はもう少し地域の力があるのか。日本もかつてはどのコミュニティでも、コミュニティが生活している間は、何となくお互いに注意を向けながら治安が守られていた部分があるので、それがもうないというのであれば防犯カメラに頼るというのも一つの選択肢なのかもしれません。

また、検挙率の話が出ましたが、実際に特に残虐な犯罪を含

め、犯罪率は下がっていると言われているのですよね。ですから、実際、本当に防犯カメラが必要なほど治安が悪化しているのかというのは判断が難しく、ここではなかなか決められないと思います。

(広報課長補佐) おっしゃるとおり一定のルールづくりが必要なもので、時期が来ましたら必要なことかと思いますが、現在国なども法や条例などでこういったところのルールづくりがなされていない中では、個別に事案を検討しながら、本人以外からの収集につきましてはこういった場でご意見をいただき、また経費につきましては、予算としまして、議会でご意見をいただきながら適切な場所に設置ができるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委 員) 会長のおっしゃったとおりで、数がふえれば漏洩のリスク率が上がっていきます。外国ではリアルに撮れるから犯罪がすぐ見つかるというのはありますけれども、どちらかというと日本の場合は、にせものも含めて抑止力という意味があると思います。ただ実際に撮ってそれを運用するときは、統一した運用管理でないと、各課ばらばらでは漏洩のリスクがあるので、その辺は個人的には押さえたほうがいいかなと思います。

(会 長) おっしゃるとおりだと思います。集めるのは仕方ないとしても集めた後にどう管理するかなどについては、市の内部で統一していたほうが、何かあったときにこれに従ってやっていますということは言いやすいのかもしれない。

(広報課長) その件については、先ほど各課単位という話がありましたが、基本的な市としての方向性はもともとございまして、特に市のほうとしては、監視カメラではなく、防犯の目的として情報を収集させていただきながら、それを見る環境についても、一定のルールづけの中で行っておりますので、むやみにいろいろな方が見ることがないように、個人情報として厳重な管理のもとに運用するというルールは統一化されていると思っていただければと考えています。

(委 員) 今回の審議の内容は、府中市の施設の防犯カメラの設置ですので、個人的な住宅が映像に入るようなことがあるかわかりませんが、そういうことがあったときは、ここに防犯カメラが設置されていますというような表示をはっきり見える形で表示したり、そういうものを設置するときは何らかの形で事前に住民に連絡するということがあっていいのではないかと思います。

(広報課長) 学校の防犯カメラ等については、学校、教育委員会、警察、地域の

犯罪防止のマップをつくっていただいている方々などの地域のコミュニティの方々も一緒に設置場所を検討したうえで、1校5カ所ずつ、合計110カ所に設置をさせていただいて、いよいよ来週稼働するというような運びになっております。公の場所や道路については、各団体など一般の方からつきたいというお話をいただいたとしても、原則つけられないものになります。

例えばマンションや会社の防犯カメラというのは、自分の敷地の範囲内を映すものとして設置されていると思うのですが、例えば商店街等につける場合については、これは市の補助金もございまして、手続上、市の関係部署が間に入り、設置場所等も警察とともに決めているというのが現状でございますので、防犯カメラがそこら中に設置されるというのは、基本的に行政管理のもとではないとご認識いただければと思います。

(会 長) ほかにご質問ございませんか。つきましては承認ということでよろしいでしょうか。

 (「はい」と呼ぶ者あり)

 ありがとうございました。

 それでは次に議題の(2)報告事項、個人情報取扱事務の届出の一覧について事務局よりご説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは個人情報取扱事務届出の一覧につきまして、ご説明させていただきます。資料の見出し⑤、43ページから44ページに、資料3「報告事務一覧表」といたしまして、新たに目録に追加する事務、目録から削除する事務及び既に届け出た事務の内容を変更するものがございますので、ご報告させていただきます。

 内容の説明の前に、見出し⑥、「府中市個人情報の保護に関する条例」の47ページ、第9条をごらんください。こちらの条文は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。第1項で、実施機関は継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、市長に届け出ること、第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、第4項で、当該届出について、市長は審議会に報告すること、第5項で、目録を作成し一般の閲覧に供することが定められております。本報告は、この規定に基づくものでございます。

 それでは、見出し⑤、43ページ、資料3にお戻りいただきまして、表の「新たに目録に追加する事務」をごらんください。詳細な説明につきましては省略させていただきますが、15事務中8事務は本日諮問させていただきました防犯カメラに係る事務となっております。そのほかの事務につきましては、サービス利用者等の氏名、住

所、電話番号等、また、サービス利用の資格要件の確認等のため、個人情報を取り扱うものでございます。

続きまして、中段の表の目録から削除する事務につきましては、5事務ございまして、削除する理由は資料に記載しているとおりでございます。この追加・削除により、目録への掲載は現在の540事務から550事務になる予定でございます。

次に下段の表の既に届け出た事務の内容を変更するものにつきましては、38事務ございまして、事業内容の変更に伴う修正、届出書の見直しに伴う修正、事務所管の変更に伴う修正などがございます。

以上簡単でございますが、説明を終了させていただきます。

(会 長) ありがとうございました。その他質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではほかにはないようでしたら、次に進みたいと思います。次第の3その他、事務局からご報告等ございましたらお願いいたします。

(広報課長) ございません。

(会 長) ほかには委員の皆様方から何かございますか。ないようですので、これもちまして本日の審議会を閉会といたします。皆様、お忙しいところありがとうございました。